

## 令和3年度第2回青森市国民健康保険運営協議会への提出案件について

### ◎協議案件

案件1 令和4年度青森市国民健康保険事業の事業運営について

資料1 参照

令和4年度においては、本市の国民健康保険税の税率改定を行わないことについて、御審議いただき採決するものです。

税率改定を行わないことの背景にある令和4年度青森市国民健康保健事業特別会計当初予算（案）の内容や、令和4年度の事業運営に大きな影響がある県の国民健康保健事業特別会計において生じた決算剰余金の取扱いなどについてお示ししています。

案件2 青森市国民健康保険税の算定方式の見直しについて

資料2 参照

本市の国民健康保険税のうち、介護納付金分について、現行2方式（所得割、均等割）の算定方法を令和5年度賦課徴収分から3方式（2方式+世帯平等割）に見直すことについて、御審議いただき採決するものです。

算定方式見直しに至る経緯や見直しによるメリット、令和5年度の見直しに向けた今後のスケジュールなどについてお示ししています。

### ◎報告案件

案件1 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

資料3 参照

国においては、令和3年度に地方税法施行令を改正し、令和4年度から（令和4年4月1日施行予定）国民健康保険税の賦課限度額を現行の99万円から102万円に3万円引き上げることとしているため、本市においても国の引き上げ内容に合わせて、今後、青森市国民健康保険条例を改正し、国と同様の賦課限度額の引き上げを行う予定であることを報告するものです。

案件2 未就学児に係る国民健康保険税均等割額への軽減制度の導入について

資料3 参照

国においては、令和3年度に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、5割を公費により軽減することとされたため、本市においても国の軽減内容に合わせて、今後、青森市国民健康保険条例を改正し、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減を行う予定であることを報告するものです。

案件3 令和4年度青森市国民健康保険事業重点事項（案）について

資料4 参照

令和4年度に本市の国民健康保険事業において、重点的に取り組む事項（案）についてお示しするものです。